

措置内容等報告書について

熊本市事業ごみ対策課

産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）交付者（以下「管理票交付者」という。）は、排出者責任の観点から、廃棄物処理法（以下、「法」という。）で定める状況に該当する場合、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、講じた措置内容について市に報告しなければなりません。また、電子情報処理組織使用義務者（以下「電子マニフェスト使用義務者（※）」という。）又は、電子情報処理組織使用事業者（以下「電子マニフェスト使用事業者」という。）についても、管理票交付者と詳細は異なりますが、法で定める状況に該当する場合、同様の対応及び報告書の提出義務が規定されています。

措置内容等報告書の詳細は下記のとおりとなっていますので、提出が必要となる方は期日までに市に報告してください。

※ 前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上の事業所を設置している排出事業者は、当該事業所から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務付けられています。（法施行規則第8条の31の3）

1 報告書の提出が必要となる状況

法で定める措置内容等報告書の提出が必要となる状況とは以下のとおりです（法第12条の3第8項及び第12条の5第11項）。

（1）管理票交付者の場合

- ① 管理票の交付の日から90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては、60日）以内にその写しの送付を受けないとき又は管理票の交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないとき
- ② 管理票に記載すべき事項（法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項）が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき
- ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき
- ④ 運搬受託者又は処分受託者から、法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による処理困難通知を受け、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物や特別管理産業廃棄

物（処理困難通知を通知した受託者に委託したもの、又は、収集運搬若しくは処分の事業の全部を廃止した受託者に委託したものに限る。）についてその処理が終了した旨の管理票の写しの送付を受けていないとき

- ⑤ 運搬受託者又は処分受託者から、法14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による処理困難通知を受け、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物や特別管理産業廃棄物（処理困難通知を通知した許可を取り消された受託者に委託したものに限る。）についてその処理が終了した旨の管理票の写しの送付を受けていないとき

(2) 電子マニフェスト使用義務者又は、電子マニフェスト使用事業者の場合

- ① 情報処理センターから、処理を委託した収集運搬業者又は処分業者からの処理が終了した旨の報告がない、との通知があったとき
- ② 情報処理センターから通知のあった収集運搬又は処分が終了した旨の報告に虚偽の内容が含まれるとき
- ③ 運搬受託者又は処分受託者から、法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による処理困難通知を受け、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物や特別管理産業廃棄物（処理困難通知を通知した受託者に委託したもの、又は、収集運搬若しくは処分の事業の全部を廃止した受託者に委託したものに限る。）についてその処理が終了した旨の通知を受けていないとき
- ④ 運搬受託者又は処分受託者から、法14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による処理困難通知を受け、運搬受託者又は処分受託者に引き渡した産業廃棄物や特別管理産業廃棄物（処理困難通知を通知した許可を取り消された受託者に委託したものに限る。）についてその処理が終了した旨の通知を受けていないとき

2 要件に応じた報告期限

法で定める市への報告期限は、提出が必要となる状況ごとに、次のとおりとなりますので、提出が遅れることのないようにしてください（法施行規則第8条の29及び第8条の38）。

(1) 管理票交付者の場合

提出が必要となる法で定める状況	報告期限
1 (1) ①に該当する場合	1 (1) ①に規定する期間が経過した日から起算して30日以内
1 (1) ②に該当する場合	1 (1) ②に規定する管理票の写しの送付を受けた日から起算して30日以内
1 (1) ③に該当する場合	虚偽の記載のあることを知った日から起算して30日以内
1 (1) ④に該当する場合	処理困難通知を受けた日から起算して30日以内
1 (1) ⑤に該当する場合	処理困難通知を受けた日から起算して30日以内

(2) 電子マニフェスト使用義務者又は、電子マニフェスト使用事業者の場合

提出が必要となる法で定める状況	報告期限
1 (2) ①に該当する場合	当該委託情報を情報処理センターに登録した日から90日（特別管理産業廃棄物にあっては60日）経過した日から起算して30日以内
1 (2) ②に該当する場合	虚偽の内容を含むことを知った日から起算して30日以内
1 (2) ③に該当する場合	処理困難通知を受けた日から起算して30日以内
1 (2) ④に該当する場合	処理困難通知を受けた日から起算して30日以内

3 処理困難通知を受けた場合に排出事業者が講ずる措置について

管理票交付者は、処理困難通知を受けた場合（産業廃棄物処理業者からマニフェスト伝票の送付を受けていない場合に限る。）、排出者責任の観点から、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じるとともに、市に措置内容等報告書により、講じた措置内容を報告する必要があります。

また、電子マニフェスト使用義務者又は、電子マニフェスト使用事業者が処理困難通知を受けた場合（情報処理センターから産業廃棄物処理業者からの処理報告がない旨の連絡があった場合に限る。）も、同様の対応が必要になります。

・生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置

処理困難通知を受けた事業者が講ずべき措置としては、例えば、次のような措置が考えられます。

例1) 通知を発出した産業廃棄物処理業者が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わない。（産業廃棄物を引き渡していないときに通知を受けた場合には、当該措置を講ずることで足りる。）

例2) 処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直す。

例3) 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を
発出した産業廃棄物処理業者等に依頼し、他の産業廃棄物処理業者等に再委
託基準に則って再委託させる、など。

※なお、産業廃棄物処理業者等が通知事由に該当しなくなったときは、廃棄物の処
理の委託を再開しても構いません。

4 提出書式

提出書類は次のとおりです。記載欄が不足する場合は、当該欄に「別紙のとおり」と
記載し、別紙を添付し提出してください。

(1) 管理票交付者の場合

- ・様式第四号（第八条の二十九関係）

(2) 電子マニフェスト使用義務者又は、電子マニフェスト使用事業者の場合

- ・様式第五号（第八条の三十八関係）

5 提出先又は問合せ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

熊本市 事業ごみ対策課

TEL：096-328-2362

FAX：096-359-9945